

## 豚コレラを疑う症状を確認した場合は 速やかに家畜保健衛生所に連絡を！

昨年9月から計5府県10例の豚コレラの発生が確認されています。また、岐阜県及び愛知県では、野生イノシシで175例の豚コレラの陽性事例が確認されています。

<このような状況下で>

2月19日、愛知県愛西市の養豚場で、管理者が死亡した豚を、豚コレラの疑いがあるとして農場内で焼却していた事例が確認されました。

農場への立入検査及び精密検査の結果、今回の事例は豚コレラではありませんでしたが、万が一の際は、豚コレラの発見が遅れ、感染を更に拡大させるおそれがあります。

また死体を適切に処理しなかった場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するおそれがあります。

**家畜の死体は、  
無断で焼却・埋却しないでください！！**

異常を見つけた場合には直ちに山梨県東部家畜保健衛生所まで  
電話：055-262-3166 FAX：055-262-3108  
夜間・土日・休日の連絡先：090-5535-8005  
土日・休日の連絡先：090-5544-7868